b　［略］

c　商法等改正整備法第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（⑷２ｂにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高並びに新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

［削る。］

［削る。］

ｄ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び⑶８ｅ(a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。

［削る。］

ｅ　ａからｄまでに掲げるもののほか、⑶９ｄに準じて記載すること。

［削る。］

⑷２　発行済株式総数、資本金等の推移

a　最近５年間（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

⑷３　所有者別状況

a　最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（１年を１事業年度とする会社にあっては、６箇月を１事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。

b　［同左］

c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。⑷７において「商法等改正整備法」という。）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（⑷３において「旧転換社債等」という。）を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

ｄ　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｅ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

ｆ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び⑷０のｅの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

ｇ　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

［加える。］

⑷２　ライツプランの内容

a　「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「３　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「⑵　新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b　「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

⑷３　発行済株式総数、資本金等の推移

a　最近５年間における（最近５年間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

⑷４　所有者別状況

a　最近日現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、最近日現在のものを記載することが困難な場合には、最近事業年度の末日（１年を１事業年度とする会社にあっては、６箇月を１事業年度とする会社とみなした場合にこの日に対応する日）現在のものによることができる。